

求職者支援制度の実施状況について

I . 求職者支援制度の概要

求職者支援制度の概要

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者
具体的には、
 - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
 - ・ 雇用保険の適用がなかった者
 - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等
- が対象

訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円＋交通費及び寄宿する際の費用(ともに所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

職業訓練受講給付金の概要

1. 額

- ・給付金支給単位期間(※)ごとに10万円
ただし、日数が28日未満の給付金支給単位期間については、3,580円×日数
- ・あわせて交通費及び寄宿する際の費用(ともに所定の額)も支給
※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

2. 要件

給付金支給単位期間について、

- ① 収入が8万円以下であること
- ② 世帯(※)の収入が25万円以下であること
- ③ 世帯の金融資産が300万円以下であること
- ④ 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 訓練の全ての実施日に訓練を受講していること
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)
- ⑥ 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと
- ⑦ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと

※世帯＝同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

○訓練の出席について

訓練実施日の全てのカリキュラムに出席した日を指す。やむを得ない理由により訓練の1実施日の一部に出席できないが2分の1以上に出席した場合には、2分の1日分の出席として取り扱う。

○やむを得ない理由の例

本人の疾病又は負傷、親族の看護、親族の冠婚葬祭、求人者との面接、列車遅延、交通事故等

※ 理由に応じた証明書類の提出が必要

3. 受給できる日数等

- ・12(1年相当)(必要な場合は24(2年相当))の給付金支給単位期間について支給
- ・直前に給付金の支給を受けた訓練の最初の支給単位期間の初日から6年を経過しない場合には支給しない

4. 手続等

- ・ハローワークで個別に就職支援計画を作成し、就職支援を行う(必要に応じて個別担当者制)
- ・月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して、給付金を支給
- ・ハローワークに来所しない場合は、以後不支給
- ・不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティ

求職者支援訓練の概要

- ・厚生労働大臣が訓練を認定。
(職業訓練実施計画で定めた上限値を上回る申請があった場合は、これまでの就職実績等が高いものから認定。)
- ・求職者支援訓練の質の向上を図るため、就職実績が一定の水準以下の場合等は認定しない。
- ・求職者に無料で職業訓練を提供。訓練実施機関には、実施状況を踏まえて奨励金を支給。

訓練コースの概要

【 基礎コース 】

社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を付与するための職業訓練コース

【 実践コース 】

就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与するための職業訓練コース

訓練の期間、定員

期間 2～6ヶ月
時間 1ヶ月につき100時間以上
(短時間コースは80時間以上)
定員 1コースにつき概ね10～30人

訓練内容のイメージ

(2～4ヶ月)
基礎コース

職業能力開発講習(1か月)
社会人の基礎的能力に関するカリキュラム

- ・ビジネステクニク
- ・ビジネスヒューマン
- ・就職活動計画
- ・職業生活設計

実践コース (3～6ヶ月)

特定の職種ごとに必要な技能等を習得するための専門科目

介護福祉

プログラマー

医療事務

OA事務

経理事務

営業販売

建設関連

ウェブデザイン

ビルメンテナンス

職場見学、職場体験、職業人講話、企業実習(※一部分野を除く)等

求職者支援制度の見直しの経過

平成26年改正の概要（平成26年4月1日施行）

- 雇用保険部会報告（平成25年12月26日）及び職業能力開発分科会報告（平成25年12月27日）を踏まえ、法律附則第13条に基づく、以下の見直しを実施
 - 1. 認定基準及び認定職業訓練実施奨励金の支給要件の見直し
 - 認定基準（過去に行った認定職業訓練の就職率実績）の改正
 - ・ 就職率の算定対象：雇用保険の被保険者となった者及び適用事業の事業主となった者を対象とすること
 - ・ 対象区域：認定申請する訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内で行ったものとする
 - ・ 就職率の水準：過去3年間で2回以上下回ると不認定となる水準に一本化（基礎コース30%、実践コース35%）すること
 - 欠格事由の改正
 - ・ 重大な不正行為の場合のみを永年の欠格とし、重大な不正行為でない場合は5年間の欠格とすること
 - ・ 組織的な関与が認められない不正行為及び不正行為以外の場合による欠格は、同一の都道府県の範囲に限ること
 - 認定職業訓練実施奨励金の支給要件等の改正
 - ・ 基本奨励金について、訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加え出席率を算定すること
 - ・ 付加奨励金について、雇用保険が適用される就職率が35%以上60%未満（従前：40%以上55%未満）の場合に1人につき1万円、60%以上（従前：55%以上）の場合に1人につき2万円をそれぞれ支給すること
 - 2. 職業訓練受講給付金の支給要件等の見直し
 - 職業訓練受講手当の支給要件の改正
 - ・ やむを得ない理由により訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加え出席率を算定すること
 - ・ やむを得ない理由に該当する事項のうち、ハローワークが指示する就職面接の場合など、訓練受講より優先すべき場合などを訓練出席日数のカウントから除外すること
 - 3. 安定就職に向けた支援の向上のため、制度実績を把握する就職として「雇用保険が適用される就職」に見直し

平成28年改正の概要（平成28年10月1日施行）

- 雇用保険部会報告（平成27年12月24日）及び職業能力開発分科会報告（平成27年11月26日）を踏まえ、以下の見直しを実施

1. 認定基準及び認定職業訓練実施奨励金の見直し

- 認定基準（過去に行った認定職業訓練の就職率実績）の改正

- ・ 就職率の算定対象：除外する連続受講の対象者に基礎コースから実践コースへの連続受講を加えること
- ・ 就職率の水準：不認定の水準について、連続する3年間で2回下回った場合、まず1年間の欠格とし、1年間の欠格の後、再び連続する3年間で2回下回った場合、永年欠格とすること（※平成28年4月1日施行）

- 訓練期間及び時間に関する基準の改正

- ・ 訓練期間：基礎コースについて、2ヶ月以上4ヶ月以下の期間で設定すること
- ・ 訓練時間：育児中の者等に対する求職者支援訓練については、1日4時間以上の訓練を設定できること

- 社会人スキル科目（職業能力開発講習）の充実に伴う改正

- ・ 基礎コースにおける社会人スキル科目（職業能力開発講習）を充実するとともに、同科目を委託する場合は、講師等を備え、欠格要件に該当する者がいないことを要件とすること

- 認定職業訓練実施奨励金の改正

- ・ 訓練施設内保育実施奨励金を新設し、特定求職者等が養育する子について保育施設を運営する事業を自ら行う場合等にその事業に要した経費を支給すること（児童1人につき月額66,000円（上限））
- ・ 平成32年3月末までに開始される職業訓練のうち、労働安全衛生法第76条第1項の技能講習（小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械又は玉掛け）の修了資格の取得に係る内容を含む基礎コースについては、奨励金の額を引き上げること（月額10万円）

2. 職業訓練受講給付金の見直し

- 寄宿手当の新設

- ・ 特定求職者が認定職業訓練等を受けるため同居の配偶者等と別居して寄宿する場合に月額10,700円を支給すること

Ⅱ．求職者支援制度の実施状況

平成27年度の実施状況①(コース別の受講者数・就職状況)

- 平成27年度の受講者数は合計40,588人（基礎：実践≒3：7）。
- 訓練修了者等の就職率（訓練終了3ヶ月後時点）は、基礎コースは56.0%、実践コースは60.5%。

求職者支援訓練受講者数(平成27年4月～平成28年3月)

		受講者数
合計		40,588人
	基礎コース	11,653人
	実践コース	28,935人

求職者支援訓練の修了者等の就職状況(訓練終了3か月後時点)

	コース数	受講開始者数	① 修了者等数	② 就職者数	就職率 (②／①)	(参考) 従前の就職率
基礎コース	1,070	10,986人	9,913人	5,553人	56.0%	82.1%
実践コース	2,411	26,758人	23,988人	14,527人	60.5%	84.3%

※ 平成27年4月から平成28年1月末までに終了した訓練コースの訓練終了3か月後までの就職状況(平成28年9月28日時点の数値)。
 ※ 「修了者等数」は、就職理由中退者数と修了者数の合計(基礎コースは、次の訓練を受講中である者又は受講決定した者を除く)。
 ※ 平成26年度より、就職率は「雇用保険適用就職率」を用いている。

平成27年度の実施状況②(分野別の受講者数・就職状況)

- 受講者数は、介護福祉、営業・販売・事務がそれぞれ2割を超えて多い。
- 就職率は、介護福祉が72.1%で最も高くなっている。

平成27年度求職者支援訓練の分野別就職状況(実践コース)

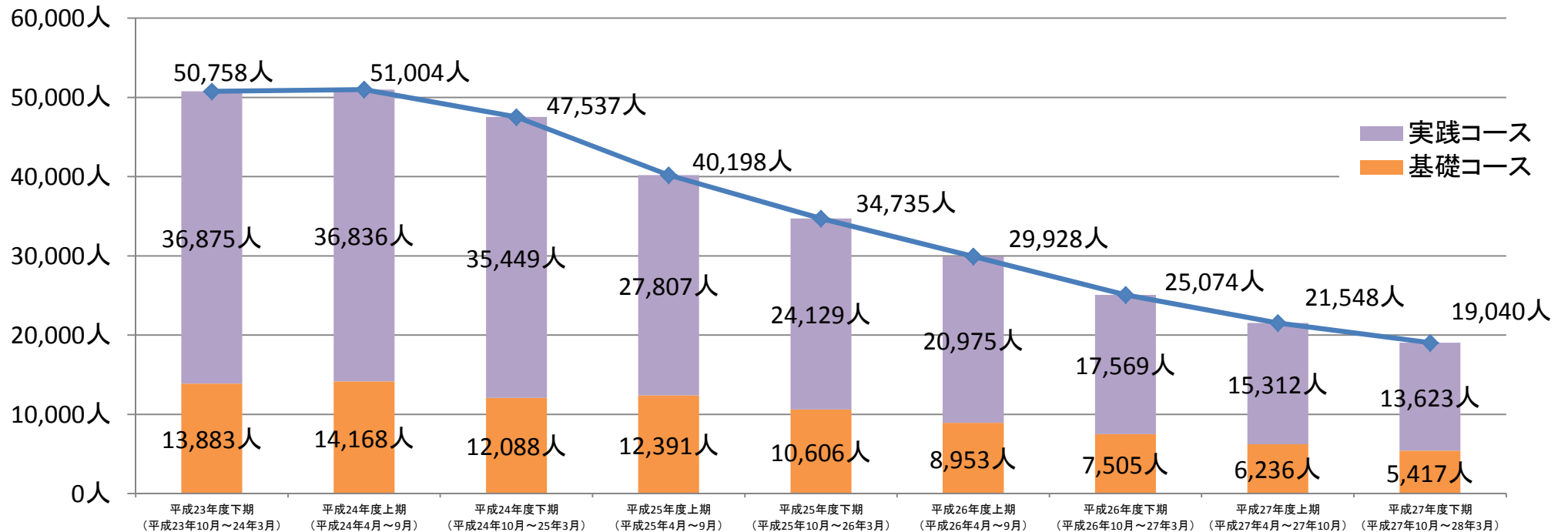
分野	IT	営業・販売・事務	医療事務	介護福祉	デザイン	その他	合計
コース数	183コース	628コース	258コース	561コース	283コース	498コース	2,411コース
受講者数 (割合)	2,220人 (8.3%)	6,152人 (22.9%)	3,065人 (11.5%)	6,211人 (23.2%)	3,686人 (13.8%)	5,424人 (20.3%)	26,758人 (100.0%)
修了者等数	1,879人	5,583人	2,833人	5,670人	3,209人	4,814人	23,988人
就職者数	1,158人	3,266人	1,804人	4,090人	1,762人	2,447人	14,527人
就職率	61.6%	58.4%	63.6%	72.1%	54.9%	50.9%	60.5%

※平成27年4月から平成28年1月末までに終了した訓練コース(平成28年9月28日時点の数値)。

※「就職率(雇用保険適用就職率)」の算定式は、「雇用保険適用就職者数」÷「修了者等」。

制度開始以来の受講者数の推移

- 雇用情勢の改善傾向が続く中、受講者数は、平成24年度上期をピークに減少が続いており、平成27年度下期には、ピーク時の4割を下回っている。



(参考) 新規求職者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
有効求人倍率※	0.68倍	0.82倍	0.97倍	1.11倍	1.23倍
新規求職者数のうち雇用保険受給者数【一般(パート含む)】(人)	2,064,602	1,959,071	1,766,924	1,622,785	1,526,787
前年度比	—	▲ 5.1	▲ 9.8	▲ 8.2	▲ 5.9
特定求職者数(新規求職者数のうち雇用保険非受給者数【一般(パートを含む)】から在職者を除く)(人)	3,848,063	3,377,157	3,082,088	2,856,077	2,628,924
前年度比	—	▲ 12.2	▲ 8.7	▲ 7.3	▲ 8.0

※年度平均の数値(新規学卒者を除きパートタイムを含む。。「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」)

制度開始以来の実施状況の推移

- 認定定員及び受講者数が減少している。
- 開講率及び開講コースの充足率は上昇傾向が止まっている。

	予算上の定員 (認定上限値)	認定定員	受講者数	開講率 (中止率)	開講コースの 充足率	就職率
23年度 (下半期)	150,000 (187,500)	122,195	50,758	71.8% (28.2%)	56.9%	基礎:73.4% 実践:75.1%
24年度	240,000 (300,000)	213,034	98,541	76.0% (24.0%)	59.7%	基礎:80.6% 実践:79.5%
25年度	139,200 (199,000)	156,094	74,933	79.3% (20.7%)	59.5%	基礎:83.5% 実践:84.5%
26年度	77,000 (118,500)	104,974	55,002	83.0% (17.0%)	62.0%	基礎:53.0%(83.3%) 実践:57.6%(84.8%)
27年度	54,000 (83,080)	79,394	40,588	81.9% (18.1%)	61.7%	基礎:56.0%(82.1%) 実践:60.5%(84.3%)
28年度	53,454 (82,200)	48,856	13,830	80.9% (19.1%)	59.8%	—

※1 平成28年9月28日時点の数値。

※2 就職率は、平成26年度以降は、雇用保険適用就職率を記載(括弧書きは、従来の就職率を記載)。

※3 平成27年4月から平成28年1月末までに終了した訓練コースの訓練終了3か月後までの就職状況(平成28年9月28日時点の数値)。

(参考)平成25年度までの事業目標 : 就職率[基礎コース]60% [実践コース]70%
平成26年度以降の事業目標 : 雇用保険適用就職率[基礎コース]55% [実践コース]60%

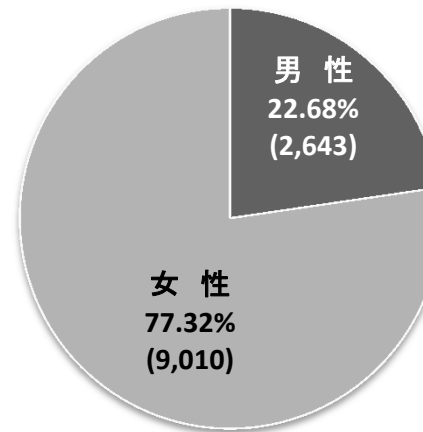
受講者について①(平成27年度:男女別)

- 約4万500人が受講し、受講生の7割以上が女性である。
- 分野別では医療事務は約97%が女性、ITは約67%が男性となっている。

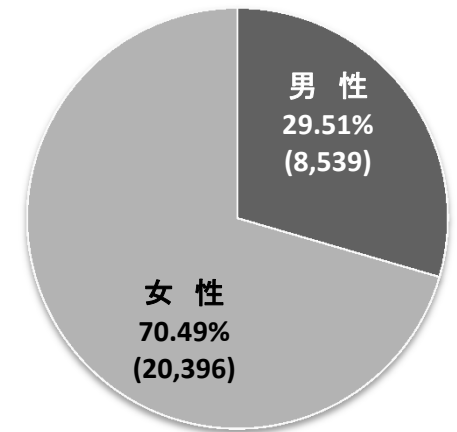
(表1)求職者支援訓練受講者数(平成27年度)

		受講者数
合計		40,588人
	基礎	11,653人
	実践	28,935人

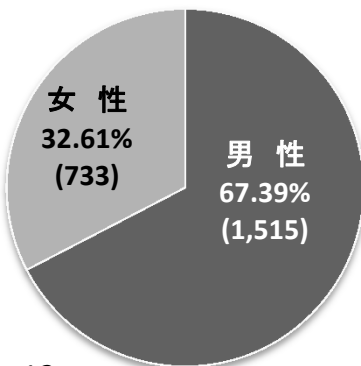
基礎コース



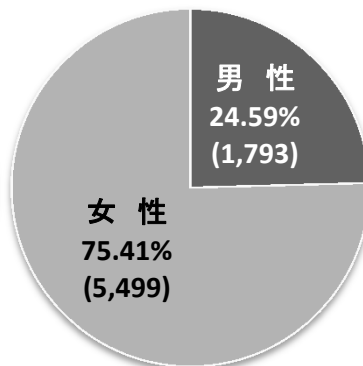
実践コース



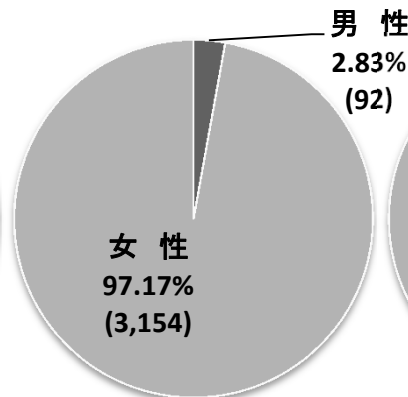
IT



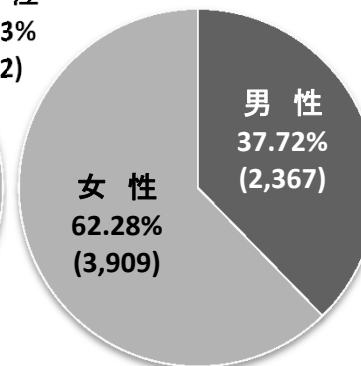
営業・販売・事務



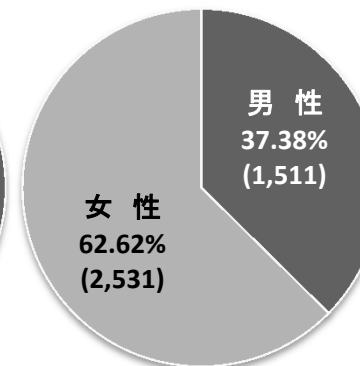
医療事務



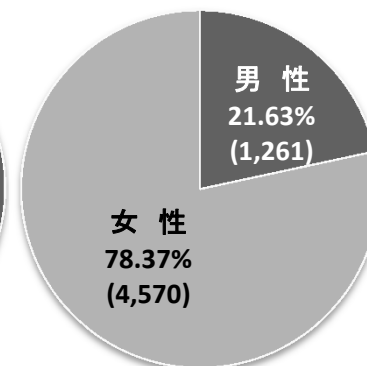
介護福祉



デザイン



その他



受講者について②(平成27年度:コース別×年齢別)

- 年齢層は、20歳～49歳まで満遍なく広がっている。
- コース別に見ても大きな違いはないが、基礎コースは40歳～49歳が多く、実践コースは25歳～34歳が多い。

	年齢階層	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	合計
合 計	受講者数	1,094人	4,967人	6,537人	5,751人	5,283人	5,326人	4,375人	3,386人	2,300人	1,282人	287人	40,588人
	割合	2.7%	12.2%	16.1%	14.2%	13.0%	13.1%	10.8%	8.3%	5.7%	3.2%	0.7%	100.0%
基礎コース	受講者数	314人	1,304人	1,402人	1,325人	1,402人	1,558人	1,532人	1,300人	873人	538人	105人	11,653人
	割合	2.7%	11.2%	12.0%	11.4%	12.0%	13.4%	13.1%	11.2%	7.5%	4.6%	0.9%	100.0%
実践コース	受講者数	780人	3,663人	5,135人	4,426人	3,881人	3,768人	2,843人	2,086人	1,427人	744人	182人	28,935人
	割合	2.7%	12.7%	17.7%	15.3%	13.4%	13.0%	9.8%	7.2%	4.9%	2.6%	0.6%	100.0%

※平成27年4月～平成28年3月開講コース

受講者について③(平成27年度:分野別×年齢別)

- IT、医療事務、デザインは20～29歳で約4割を占めている。
- 介護福祉は他の分野と比べ40代、50代の占める割合が高く、5割を超えている。

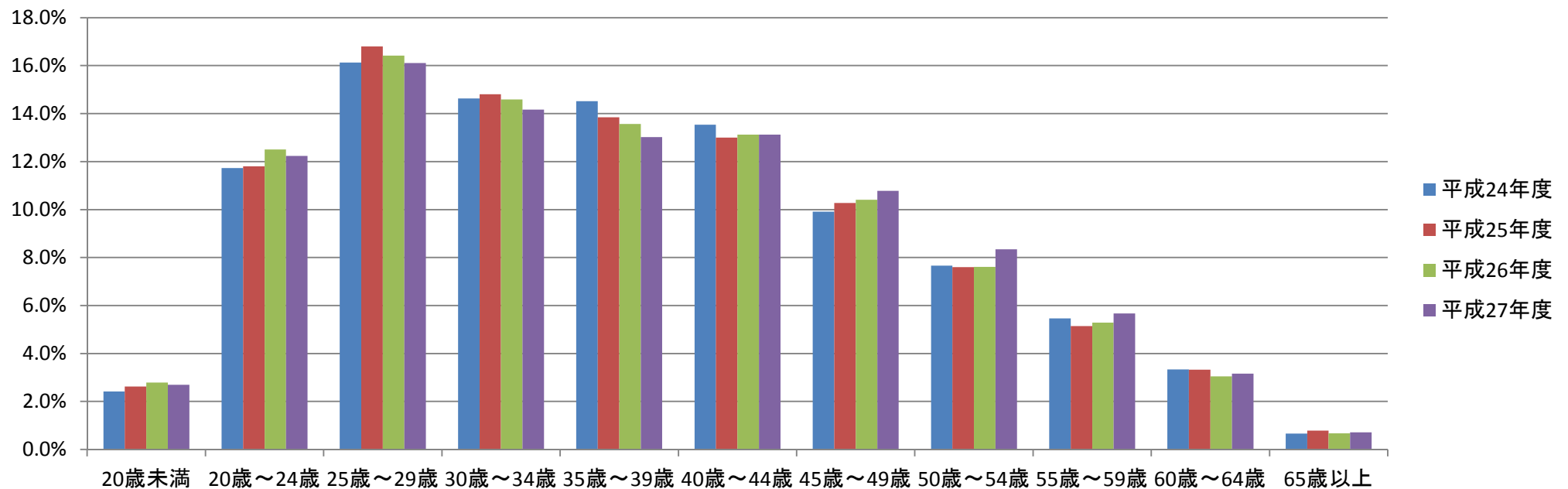
	年齢階層	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	合計
IT	受講者数	35人	319人	604人	425人	343人	211人	150人	67人	54人	38人	2人	2,248人
	割合	1.6%	14.2%	26.9%	18.9%	15.3%	9.4%	6.7%	3.0%	2.4%	1.7%	0.1%	100.0%
営業・販売 ・事務	受講者数	116人	933人	1,270人	1,119人	1,000人	1,058人	744人	514人	343人	172人	23人	7,292人
	割合	1.6%	12.8%	17.4%	15.3%	13.7%	14.5%	10.2%	7.0%	4.7%	2.4%	0.3%	100.0%
医療事務	受講者数	152人	626人	657人	525人	407人	384人	274人	150人	57人	12人	2人	3,246人
	割合	4.7%	19.3%	20.2%	16.2%	12.5%	11.8%	8.4%	4.6%	1.8%	0.4%	0.1%	100.0%
介護福祉	受講者数	215人	467人	546人	685人	770人	976人	859人	762人	591人	321人	84人	6,276人
	割合	3.4%	7.4%	8.7%	10.9%	12.3%	15.6%	13.7%	12.1%	9.4%	5.1%	1.3%	100.0%
デザイン	受講者数	69人	601人	1,004人	744人	528人	419人	272人	193人	127人	69人	16人	4,042人
	割合	1.7%	14.9%	24.8%	18.4%	13.1%	10.4%	6.7%	4.8%	3.1%	1.7%	0.4%	100.0%
その他	受講者数	193人	717人	1,054人	928人	833人	720人	544人	400人	255人	132人	55人	5,831人
	割合	3.3%	12.3%	18.1%	15.9%	14.3%	12.3%	9.3%	6.9%	4.4%	2.3%	0.9%	100.0%

※平成27年4月～平成28年3月開講コース

受講者について④(年度別・年齢別の状況)

- 受講者の年齢分布は、全年度で25～29歳が最も多い。
- 受講者は若年者が多く、全年度で30代以下が6割近くを占める。

求職者支援訓練 受講者年齢分布



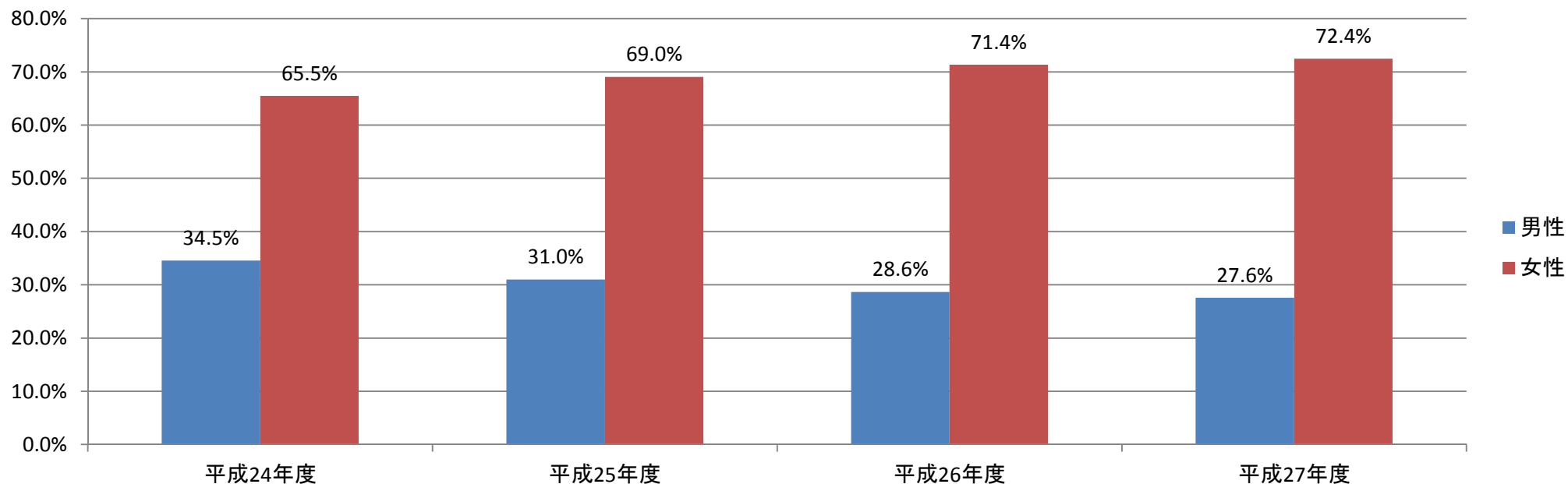
《受講者の年齢分布と比率》

年度	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	合計
平成24年度	2,380	11,563	15,892	14,421	14,303	13,343	9,768	7,550	5,380	3,290	651	98,541
平成25年度	1,968	8,846	12,586	11,098	10,372	9,741	7,696	5,691	3,855	2,494	586	74,933
平成26年度	1,532	6,876	9,031	8,023	7,460	7,219	5,722	4,187	2,910	1,675	367	55,002
平成27年度	1,094	4,967	6,537	5,751	5,283	5,326	4,375	3,386	2,300	1,282	287	40,588

年度	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	合計
平成24年度	2.4%	11.7%	16.1%	14.6%	14.5%	13.5%	9.9%	7.7%	5.5%	3.3%	0.7%	100%
平成25年度	2.6%	11.8%	16.8%	14.8%	13.8%	13.0%	10.3%	7.6%	5.1%	3.3%	0.8%	100%
平成26年度	2.8%	12.5%	16.4%	14.6%	13.6%	13.1%	10.4%	7.6%	5.3%	3.0%	0.7%	100%
平成27年度	2.7%	12.2%	16.1%	14.2%	13.0%	13.1%	10.8%	8.3%	5.7%	3.2%	0.7%	100%

受講者について⑤(年度別・男女別の状況)

- 受講者は女性が多く、受講者比率は年々増加している。
- 基礎コースの女性比率は、実践コースの女性比率より高い。



《受講者の男女数と比率》

(人)

年度	コース	男性	女性	小計
平成24年度	基礎	7,726	18,530	26,256
	実践	26,310	45,975	72,285
平成25年度	基礎	6,151	16,846	22,997
	実践	17,061	34,875	51,936
平成26年度	基礎	3,955	12,503	16,458
	実践	11,803	26,741	38,544
平成27年度	基礎	2,643	9,010	11,653
	実践	8,539	20,396	28,935

年度	コース	男性	女性	小計
平成24年度	基礎	29.4%	70.6%	100%
	実践	36.4%	63.6%	100%
平成25年度	基礎	26.7%	73.3%	100%
	実践	32.9%	67.1%	100%
平成26年度	基礎	24.0%	76.0%	100%
	実践	30.6%	69.4%	100%
平成27年度	基礎	22.7%	77.3%	100%
	実践	29.5%	70.5%	100%

Ⅲ. 職業訓練受講給付金の支給状況

平成27年度の支給状況(男女別・年齢別の受給者数)

- 受給者は、20歳～44歳に満遍なく広がっているが、男女とも25歳～29歳の割合が最も高い。

【受給状況(男女別)】

	初回受給者数	割合
合計	20,626	100.0%
男性	7,568	36.7%
女性	13,058	63.3%

【受給状況(年齢・男女別)】

	年齢階層	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
合計	受給者数	983	2,899	3,450	3,077	2,813	2,649	1,948	1,412	878	407	110	20,626
	割合	4.8%	14.1%	16.7%	14.9%	13.6%	12.8%	9.4%	6.8%	4.3%	2.0%	0.5%	100.0%
男性	受給者数	351	1,024	1,225	1,029	935	915	766	600	448	212	63	7,568
	割合	4.6%	13.5%	16.2%	13.6%	12.4%	12.1%	10.1%	7.9%	5.9%	2.8%	0.8%	100.0%
女性	受給者数	632	1,875	2,225	2,048	1,878	1,734	1,182	812	430	195	47	13,058
	割合	4.8%	14.4%	17.0%	15.7%	14.4%	13.3%	9.1%	6.2%	3.3%	1.5%	0.4%	100.0%

※1 初回受給者とは、訓練開始後に初めて職業訓練受講給付金の支給決定が行われた者

※2 公共職業訓練を受講する給付金受給者を含む。

平成24年度以降の支給・不支給決定の状況

- 平成24年度以降の不支給決定は全体の4.2%
- 不支給決定の理由は、「訓練の欠席（出席要件）」が最も多く、次いで「世帯収入25万円超（世帯収入要件）」となっている。

【支給決定・不支給決定件数】（平成24～27年度累計）

	件数[件]	割合
合計	654,171	100.0%
支給決定件数	626,626	95.8%
不支給決定件数	27,545	4.2%

【不支給決定件数（不支給理由別）】（平成24～27年度累計）

	件数[件]	割合
不支給決定件数 計	27,545	100.0%
本人収入8万円超（本人収入要件）	1,630	5.9%
世帯収入25万円超（世帯収入要件）	4,591	16.7%
世帯金融資産300万円超（資産要件）	144	0.5%
居住外の土地等の所有（土地・建物要件）	2	0.0%
訓練の欠席（出席要件）	18,865	68.5%
同一世帯受講者あり（世帯に1人要件）	5	0.0%
雇用保険法等における不正（不正要件）	4	0.0%
その他（就職支援拒否、不正受給等によるもの）	2,304	8.4%

※ 公共職業訓練を受講する給付金受給者を含む。

制度開始以来の受給者割合の推移

- 求職者支援訓練受講者に占める職業訓練受講給付金の支給割合は、毎年度下がっている。

	求職者支援訓練 受講者数(人)	うち職業訓練受講給付金 初回受給者数(人)	受講者数に占める 初回受給者割合
平成23年度	50,758	26,294	51.8%
平成24年度	98,541	46,347	47.0%
平成25年度	74,933	30,604	40.8%
平成26年度	55,002	20,986	38.2%
平成27年度	40,588	14,228	35.1%
合計	319,822	138,459	43.3%

※ 職業訓練受講給付金は、公共職業訓練を受講する特定求職者も要件を満たせば支給されるが、上記には、公共職業訓練の受講者で、職業訓練受講給付金の初回受給者は含んでいない。

なお、公共職業訓練の受講者で職業訓練受講給付金の初回受給者は36,123人で、これらの者を含めると49.0%

※ 平成28年9月28日時点の数値

制度開始以来の不正受給の状況

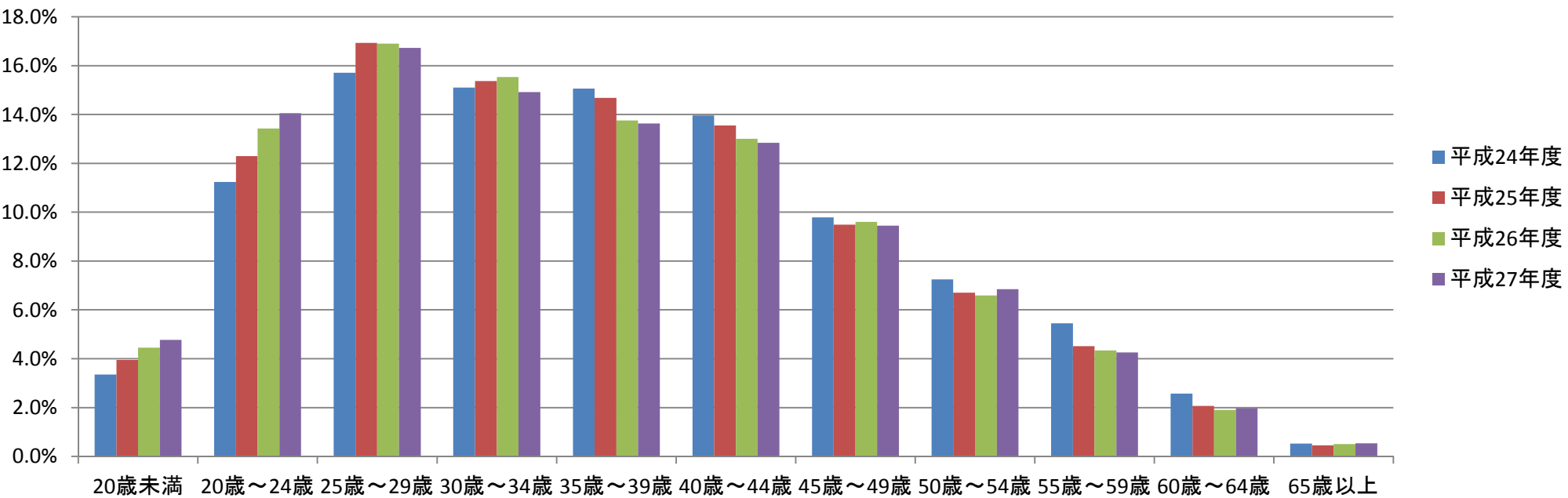
- 職業訓練受講給付金の不正受給件数は年々減っている（平成27年度は13件）。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
不正受給件数(件)	6	142	249	40	13	450
不正な申告や申請書類の偽造など	4	104	211	22	12	353
有欠席支給単位期間が3回生じた場合	1	16	15	8	0	40
有拒否支給単位期間が2回生じた場合	0	12	19	7	1	39
訓練機関から退校処分を受けた場合	1	10	4	3	0	18
不正受給金額(千円)	1,920	44,691	211,389	21,551	5,015	284,565
返還命令額	752	28,880	80,464	13,740	2,732	126,568
納付命令額	1,168	15,811	130,925	7,811	2,283	157,997

受給者について①(年度別・年齢別の状況)

○ 受講者の状況と同様に、受給者の年齢分布は25～29歳が最も多い。

求職者支援訓練 受給者年齢分布



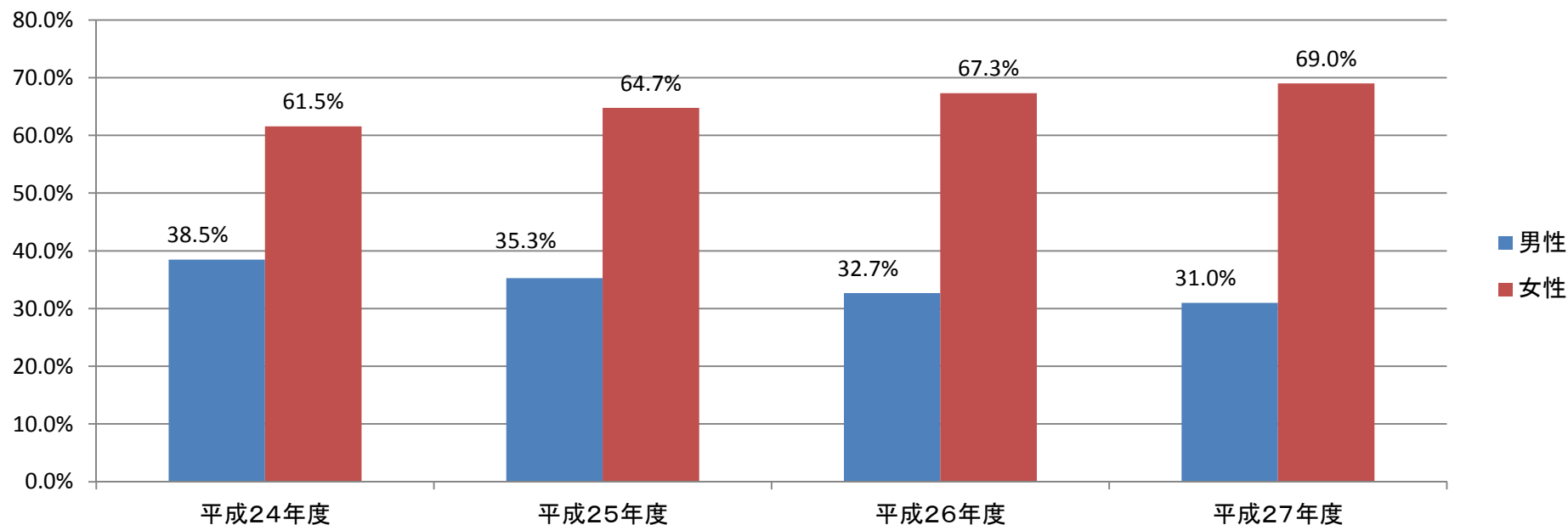
《受給者の年齢分布と比率》

年度	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	合計
平成24年度	1,957	6,565	9,180	8,825	8,801	8,158	5,722	4,235	3,185	1,502	309	58,439
平成25年度	1,575	4,898	6,745	6,125	5,848	5,397	3,779	2,672	1,797	825	179	39,840
平成26年度	1,269	3,830	4,821	4,430	3,923	3,709	2,738	1,880	1,237	544	144	28,525
平成27年度	983	2,899	3,450	3,077	2,813	2,649	1,948	1,412	878	407	110	20,626

年度	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	合計
平成24年度	3.3%	11.2%	15.7%	15.1%	15.1%	14.0%	9.8%	7.2%	5.5%	2.6%	0.5%	100.0%
平成25年度	4.0%	12.3%	16.9%	15.4%	14.7%	13.5%	9.5%	6.7%	4.5%	2.1%	0.4%	100.0%
平成26年度	4.4%	13.4%	16.9%	15.5%	13.8%	13.0%	9.6%	6.6%	4.3%	1.9%	0.5%	100.0%
平成27年度	4.8%	14.1%	16.7%	14.9%	13.6%	12.8%	9.4%	6.8%	4.3%	2.0%	0.5%	100.0%

受給者について②(年度別・男女別の状況)

- 受講者の状況と同様に、受給者の女性比率は年々増加している。



《受給者の男女数と比率》

(人)

年度	コース	男性	女性	小計
平成24年度	基礎	4,431	8,666	13,097
	実践	14,115	21,016	35,131
平成25年度	基礎	2,915	6,510	9,425
	実践	8,286	14,061	22,347
平成26年度	基礎	1,924	4,677	6,601
	実践	5,128	9,855	14,983
平成27年度	基礎	1,138	3,118	4,256
	実践	3,463	7,125	10,588

年度	コース	男性	女性	小計
平成24年度	基礎	33.8%	66.2%	100.0%
	実践	40.2%	59.8%	100.0%
平成25年度	基礎	30.9%	69.1%	100.0%
	実践	37.1%	62.9%	100.0%
平成26年度	基礎	29.1%	70.9%	100.0%
	実践	34.2%	65.8%	100.0%
平成27年度	基礎	26.7%	73.3%	100.0%
	実践	32.7%	67.3%	100.0%

IV. 政府方針、労働局・訓練受講者の意見

求職者支援制度に関する政府方針等

女性活躍加速のための重点方針2016（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

（6）キャリア形成支援

- ② 特に育児等による制約がありながらも再就職して活躍を希望する女性について、マザーズハローワーク、マザーズコーナーにおける支援を強化する。また、それらの女性が再就職に向けた訓練を受けやすくなるよう、訓練受講要件の緩和等の関連制度の見直しを検討するほか、公的職業訓練におけるeラーニングを試行実施し、活用方策を検討するとともに、短時間の訓練コースの設定や、訓練受講の際の託児サービス支援の提供を推進する。

平成29年度労働政策の重点事項（案）

1. 一億総活躍社会を支える多様な働き手の参画

（1）女性の活躍推進

- ・女性の再就職支援の一層の推進

- － マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を行う。また、マザーズハローワークにおける職業訓練受講者の支援の充実等のため、職業訓練受講給付金の支給業務の実施を含めたワンストップ化を推進するとともに、求職者支援制度の利用促進を図る。

（2）若者の活躍促進

- ・就職氷河期世代を含めたフリーター等に対する就職支援の強化

- － わかものハローワークにおける職業訓練受講者の支援の充実等のため、職業訓練受講給付金の支給業務の実施を含めたワンストップ化を推進する。

職業訓練受講給付金に関する現状と課題について

- 都道府県労働局及びハローワークの現場職員の意見を収集して、職業訓練受講給付金の在り方について寄せられた意見を取りまとめました。

<給付金受給者の減少に係る要因について>

1. 受講者属性との関連

- ・ 訓練受講者は雇用保険受給者が多く、特定求職者の割合が減少している。
- ・ 母子家庭の母や子育て女性又は子育てが一段落した女性が増加している。
- ・ 一部のハローワークでは高齢者が増加し、生活保護受給者も増加している。
- ・ 生活困窮者等については、求人状況が上向いており職業訓練を受講するより早期に就職し生活費を得たいと考えており、安定した収入が見込めないと訓練受講に踏み切れず、生活にある程度余裕のある人が職業訓練を選ぶ傾向にある。

2. 支給要件との関連

- ・ 都市部では、若年者が一人暮らしのケースも多いと思われるが、地方においては家族との同居が多く、世帯収入や金融資産の支給要件に該当しないケースが多い。
- ・ 受講者は女性が多く、配偶者の収入があるため収入要件を満たさないケースも多い。また、同居の義父母の収入・資産の証明が証明しにくいいため、受給を諦めるケースもある。
- ・ 給付金申請時において、事実上母子家庭の母等に当たるが収入の関係上両親と同居をせざるを得ないことなどから、同居の親族の収入も加味され年300万円以上の収入となり申請対象外となるケースが多々ある。
- ・ 一部で訓練受講者の高齢化が進んでおり、世帯収入要件に加え金融資産等で該当とならないケースが多い。
- ・ 親が高齢の場合、年金だけで生活できないと何かしらの就職（就労）をしているケースも増えること、また、退職金を保有しているケースもあることから、世帯の収入要件や資産要件で不該当となることがある。

- ・二世帯同居の場合、家計が全く別の親世帯の収入や資産も換算されるため、本人世帯自体は支給要件を満たしていても利用できないことへの不満を聞くことが多い。
- ・生活保護受給者は生活面から正していかなければならない方も多く、継続して通学することが難しいケースもあり出席率が伴わず不支給となることが多い。
- ・母子家庭の母の場合、自分以外に子どもを看護する者がいないケースが多いため欠席率が高くなり、不支給がわかった時点で早期退校することとなるケースもある。

3. その他

- ・居候の身である等の場合、同居の親族の収入や資産の把握は困難な状況があり訓練受講を断念するといったケースもある。
- ・給付金の申請のために多くの書類を準備する必要があり、同居の親から反対されて申請自体を断念するケースもある。

職業訓練受講給付金に関する要望について

<給付金を受給できない要因及び改善策について>

1. 出席要件

- ・ 給付金の不支給要件が厳しく感じる求職者が多く、やむを得ない欠席理由（子供の学校行事・PTA出席等）も子育て世代を中心に要件が緩和されるとよい。
- ・ 給付金の出席要件である8割出席をわずかでも割ると給付金全体が不支給となってしまう現状の支給方法の見直しが必要と考える。具体的には給付金支給額を日割減額して支給する等を検討すべき。
- ・ インフルエンザ等の感染症以外でも、子どもが病気となり、医師から自宅で安静にと診断され欠席した場合、小学校低学年くらいまでの児童を看護する場合は、当該日を訓練受講日から除外できるようにすべきではないか。

2. 収入・資産要件

- ・ 世帯収入要件は、扶養する人数によっては厳しい場合があるため、それを考慮してはどうか。
- ・ 求職者支援訓練は、特定求職者の就職を促進して生活の安定を資することが目的であることから、本人の収入要件をもう少し引き上げるべきではないか。
- ・ 事実上母子家庭の母等である場合には、その事実確認の上同居の親族の収入や資産の把握が困難な場合もあるため、この場合の収入や資産についての確認方法を本人のみとしたらどうか。
- ・ 世帯全体の金融資産要件の緩和が給付金の活用上昇につながると思う。
- ・ 地域によっては近隣で訓練の開講が少なく、1時間程度の通学を要するケースが多い。交通費が自己負担になることで申し込みを断念するケースが多いため、通所手当のみの支給を可能としてはどうか。
- ・ 家族構成や世帯の事情等を考慮して支給要件を設定しないと、真に必要な者に支援ができないため支給要件を見直す必要性がある。

3. 土地・建物要件

- ・ 都市部においては、不支給となるケースは少なく、また、申告がないと調べることができないため、見直してもよいのではないかと。
- ・ 地方に在住する者は、兼業などにより田畑、山林の土地所有率が高く、先祖代々の土地を売却することはできず、不動産収入があれば、収入要件に含めて確認できるため、土地・建物要件は廃止してはどうか。

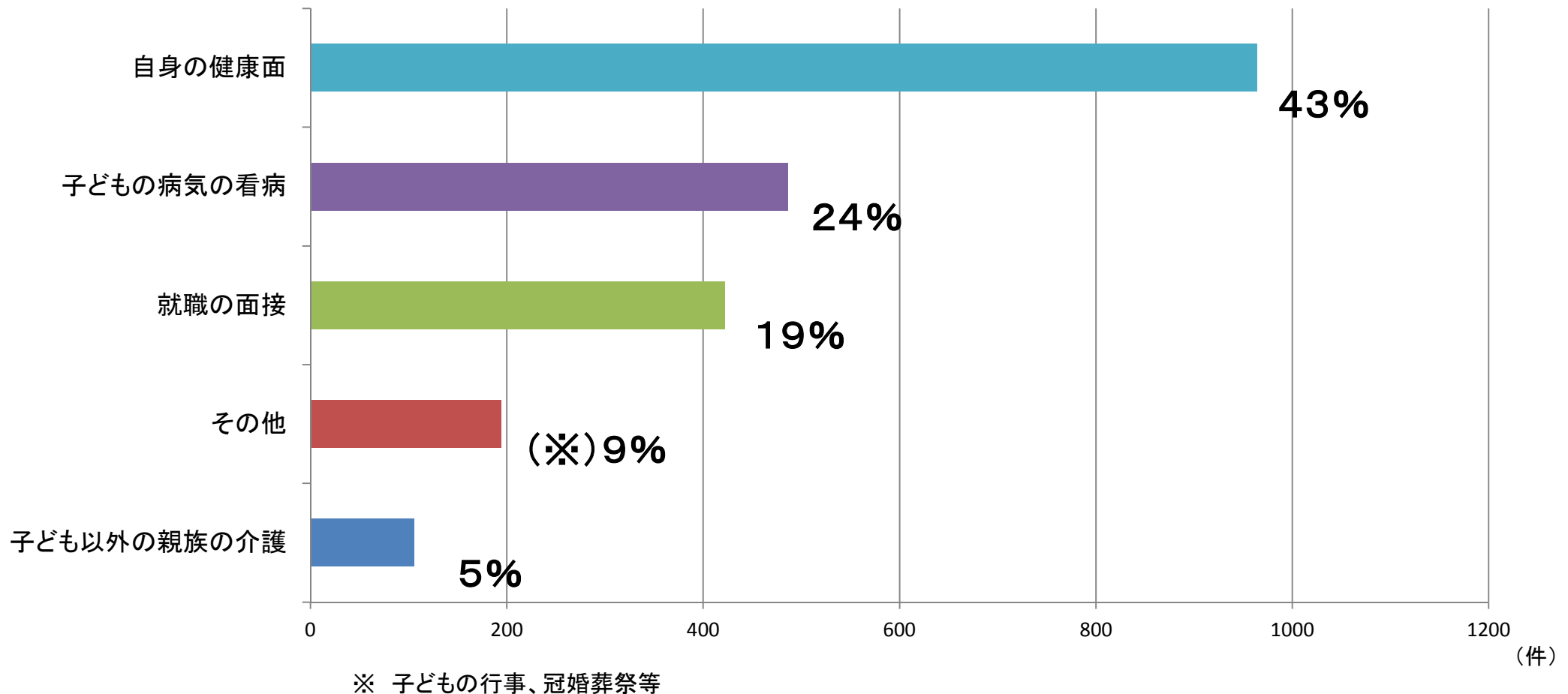
4. その他

- ・ 要件確認の資料提出・確認手続きの煩雑さから制度活用を敬遠されるケースもあることから、手続きの簡素化を検討してはどうか。
- ・ 託児サービス付き訓練は、託児所を選択できないため、自宅・託児所・訓練施設のアクセスが不便となり利用者が増えないため、受給者が選択した託児サービスに費用助成してはどうか。

サンプル調査結果①: 求職者支援訓練の欠席理由

ハローワークにおける求職者支援訓練受講者へのアンケート（H28.6月上旬～7月上旬実施。回答数2172）によれば、求職者支援訓練の欠席理由については、「**自身の健康面**」を選択した者が最も多く、次いで「**子どもの病気の看病**」、「**就職の面接**」と選択する者が多い。

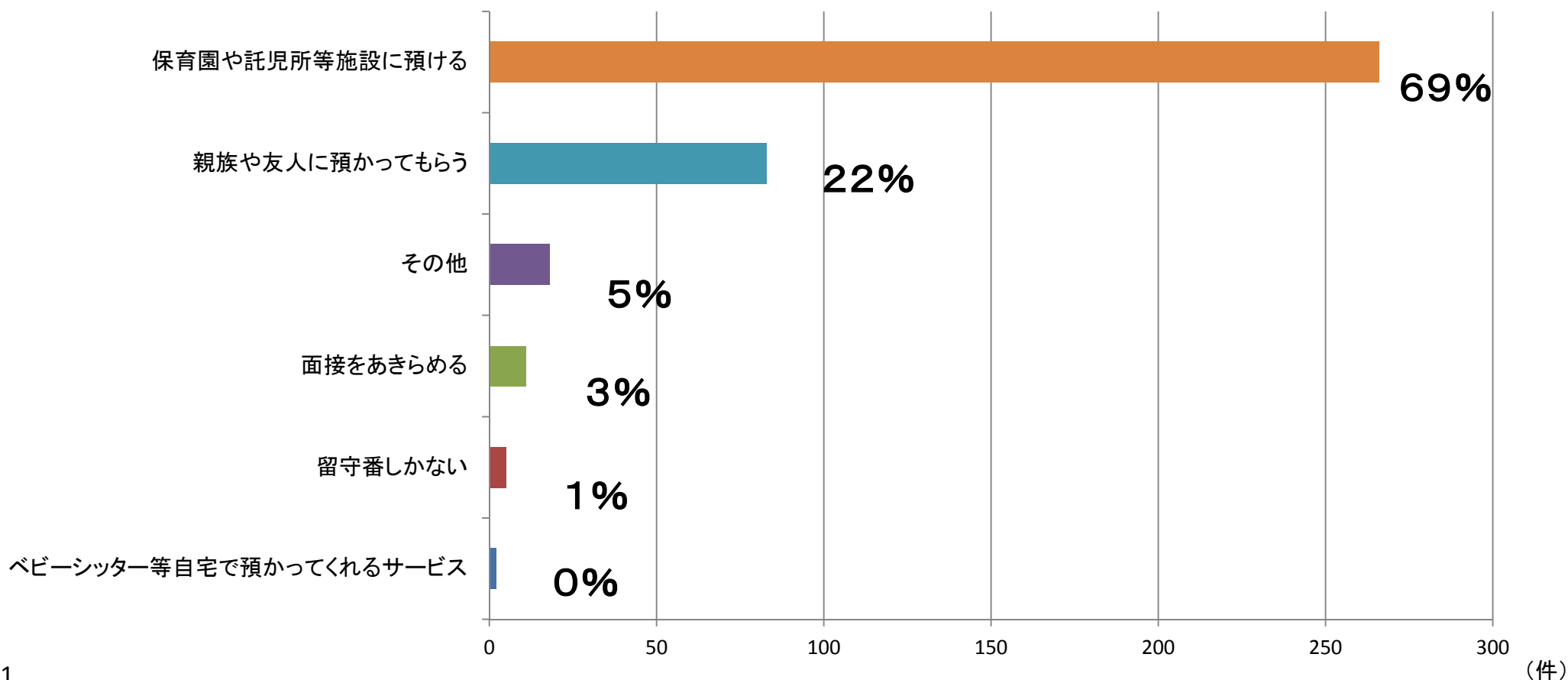
○求職者支援訓練を欠席する理由（「給付金を受けている又は受けていた」と回答した者のみ）（複数回答）



サンプル調査結果②: 訓練期間中等の子の保育等

ハローワークにおける求職者支援訓練受講者へのアンケート（H28.6月上旬～7月上旬実施。回答数385）によれば、未就学の子どものいる者の訓練期間中もしくは期間終了後の面接時の子の保育等については、「**保育園や託児所等施設に預ける**」を選択した者が最も多く、次いで「**親族や友人に預かってもらう**」を選択する者が多い。

○求職者支援訓練の訓練期間中もしくは期間終了後に就職の面接を受けようとする際のお子様の保育等（子の年齢を0～6歳（小学校就学前）と回答し、かつ「給付金を受けている又は受けていた」と回答した者のみ）（複数回答）



V. 求職者支援訓練の見直しの論点

論点

- 第2のセーフティネットとしての機能を十分に果たすため、職業訓練受講給付金の支給基準について、改善すべき点はないか。
- 利用者の多数を占める女性・若者に対する支援は十分であるか。